

青少年インターネット環境整備法に係る 検討事項について

2026年1月19日

青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討WG

-
1. 本日の検討事項 2 項
 - ・ 法の目的、理念について
 - ・ 諸外国の**SNS**規制について

 2. 次回の検討事項 1 4 項

<課題>

スマートフォンの普及等に伴い、青少年を取り巻くリスクが非常に多様化してきている中で、青少年インターネット環境整備法が時代にあわなくなっている。

<論点>

- 1 法の目的(第1条)や理念(第3条)について、現在の状況に鑑みてその妥当性をどう考えるか。また、こども基本法やこどもの権利条約、ウェルビーイング概念との関連付けをどう考えるか。
- 2 諸外国では法律等により一律に青少年の使用を規制する動きもみられている一方で、我が国で同様の法令整備を行うことについてどのように考えるか。
- 3 リスクの多様化に対して、整備法で定められる方策、すなわち、①教育・啓発活動の推進(第3章)、②フィルタリングの推進(第4章)の二軸による対応で十分といえるか。現行法上、フィルタリングは「青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラム」と定義されているところ、この機能を求める枠組みで十分か。また、その前提として、どのような「リスク」を整備法の射程と捉えるべきか。
- 4 法第2条第4項における「青少年有害情報」について、諸外国の対応状況等も注視しながら、多様化してきたリスクに対応する形で、例えば、例示の範囲を拡大させる、同項各号の例示を定義とする等についてどう考えるか。
- 5 現行において義務が課されている携帯電話事業者と、それ以外のSNSや動画共有サービス、アプリストア、ゲーム、ライブ配信等のプラットフォーム事業者を含むステークホルダー間の役割分担のリバランスが必要であることについてどう考えるか。
- 6 法第21条ないし第23条の特定サーバー管理者の努力義務の履行をより促し、あるいはさらなる法的対応を行うことを含め、誰がどのようなリスクに対応してどのような対応を担うのか、諸外国の例、国内の法令による対応を踏まえつつ、実態の把握を行うとともに、これを踏まえた検討を進めることについてどう考えるか。
- 7 一定規模のSNS等のプラットフォーム事業者を含む特定サーバー管理者に対して、様々な年齢確認方法、例えば携帯電話事業者からの年齢情報の提供や、AIによる年齢判定等を求めることについて、実現可能性や諸外国の例を見極めつつ、その是非、法的根拠をどう考えるか。
- 8 法における規律の実効性を確保するための仕組みの必要性をどう考えるか。

(◎こども家庭庁、総務省、経済産業省)

-
1. 本日の検討事項
 - ・ 法の目的、理念について
 - ・ 諸外国の**SNS**規制について

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）

（目的）

第一条 この法律は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的とする。

検討事項

- 昨今のインターネット環境は、「青少年有害情報が多く流通している」ことによるリスクのみならず、青少年が発信することによるリスクやスマホ利用の長時間化・低年齢化・新しい技術等による横断的なリスクなど多様なリスクが顕現している状況を踏まえるべきではないか
- 「フィルタリングソフトウェアの性能の向上、利用の普及、その他有害情報を閲覧する機会を少なくするための措置」について、上記の多様なリスクを踏まえて十分な対応か（どのような措置が必要か）
- 児童の権利条約やこども基本法を踏まえて、青少年がインターネットを通じて幅広い情報にアクセスできる「知る権利」や「表現の自由」等の権利を持つことと、青少年をインターネット利用環境下におけるリスクから守ることについて、本法律においてどうバランスを取るべきか

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

(基本理念)

第三条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策は、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力（以下「インターネットを適切に活用する能力」という。）を習得することを旨として行われなければならない。

2 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、**青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及、青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者による青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置等**により、**青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をすることができるだけ少なくすることを旨**として行われなければならない。

3 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、**民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを旨**として行われなければならない。

検討事項

- 「フィルタリングソフトウェアの性能の向上、利用の普及、その他有害情報を閲覧する機会を少なくするための措置」について、多様なリスクを踏まえて十分な対応か（どのような措置が必要か）【再掲】
- 現行法ではインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組を尊重することが明記されているが、国と民間の役割分担はどうあるべきか（実効性の担保についてどう考えるか）

(参考) こども基本法、児童の権利条約 (こどものウェルビーイング)

こども大綱等

こども大綱：こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、**政府全体のこども施策の基本的な方針等**を定めたもの
・ウェルビーイング=身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態

はじめの100か月の育ちビジョン：愛着と安心を基盤に、遊びや学びを通じて心身の発達を支え、健やかな成長と生涯にわたるウェルビーイングの土台を築くビジョン。
・ウェルビーイング=身体、心、それを取り巻く環境や社会の状況、すべての面で良い状態にある「幸せな状態」

国際的理念 (児童の権利条約)

児童の権利条約4つの原則

① 生命、生存および発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。

② 子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何であるか」を第一に考える。

③ 差別の禁止 (差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などいかなる理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。

④ 子どもの意見の尊重 (意見を表明し考慮されること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。

国内法 (こども基本法)

こども基本法

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、**次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。**

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、**自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会**が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、**その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。**

(参考) こども基本法、児童の権利条約 (デジタル環境のこどもの権利)

国際的理念 (児童の権利条約)

児童の権利条約

第17条 : 安全な情報アクセスの権利

締約国は、大衆媒体 (マス・メディア) の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、

e. 第13条及び次条の規定に留意して、**児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。**

→General Comment No.25 (デジタル環境との関連における子どもの権利についての一般的意見 25号) (2021) :

児童の権利条約採択後、**インターネットの普及**に対応するため、2021年に採択された。**こどもの最善の利益**を第一優先としており、**コンテンツ管理**については、**こどもの表現の自由・プライバシーに対する権利とのバランスを図るべき**としている。

12. 子どもの最善の利益は、特定の文脈にふさわしい評価を必要とする動的な概念である。デジタル環境は、もともと子どもたちのために設計されたものではないが、子どもたちの生活で重要な役割を果たしている。締約国は、**デジタル環境の整備、規制、設計、管理および利用に関するすべての行動において、すべての子どもの最善の利益が第一次的に考慮されることを確保するべきである。**

56. 締約国は、デジタルサービス提供者が、関連のガイドライン、基準および規範を遵守し、かつ法律にのっとった、必要かつ比例的なコンテンツモデレーション規則を執行することを確保するべきである。**コンテンツ管理、学校フィルタリングシステムおよびその他の安全指向技術は、デジタル環境における情報への子どもたちのアクセスを制限するために用いられるべきではない。**これらの技術は、**有害な資料が子どもたちに供給されることを防止するためだけに用いられるべきである。**コンテンツモデレーションおよびコンテンツ管理においては、**子どもたちのその他の権利、とくに表現の自由およびプライバシーに対する権利とのバランスを図ることが求められる。**

国内法の枠組み (こども基本法)

こども大綱

(こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備)

社会の情報化が進展する中、こどもが**情報活用能力**を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようにすることが重要な課題となっている。また、こどものインターネット利用の**低年齢化**が進む中、こどもの健やかな成長を著しく阻害する**有害情報も氾濫し、犯罪被害**につながるといった重大な問題も起きている。これらのことを踏まえ、こどもが**主体的にインターネットを利用できる能力習得**の支援や、**情報リテラシー**の習得支援、こどもや保護者等に対する**啓発、フィルタリング**の利用促進、**ペアレンタルコントロール**による対応の推進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組む。

こどもまんなか実行計画2025 : こども大綱に基づき、幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン

(こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備)

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律及び同法により定める「**青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画 (第6次)**」(令和6年9月9日こども政策推進会議決定)に基づき、青少年のインターネットの適切な利用に関する**教育及び啓発活動、フィルタリング**の性能向上及び利用普及、**民間団体等の取組の支援**等を強化する。特に、こどものインターネット利用の**低年齢化**が進み、こどもの健やかな成長を著しく阻害する**有害情報も氾濫している**ほか、**犯罪被害**につながるといった重大な問題も起きていること等を踏まえ、こどもが**加害者にも被害者にもならないよう**、同法及び同基本計画によるこどもが**主体的にインターネットを利用できる能力習得**の支援や、**情報リテラシー**の習得支援、こどもや保護者等に対する**啓発、フィルタリング**の利用促進、**ペアレンタルコントロール**による対応を推進する。 7

<論点>

- 1 法の目的（第1条）や理念（第3条）について、現在の状況に鑑みてその妥当性をどう考えるか。また、こども基本法やこどもの権利条約、ウェルビーイング概念との関連付けをどう考えるか。
- 2 **諸外国では法律等により一律に青少年の使用を規制する動きもみられている一方で、我が国で同様の法令整備を行うことについてどのように考えるか。**
- 3 リスクの多様化に対して、整備法で定められる方策、すなわち、①教育・啓発活動の推進（第3章）、②フィルタリングの推進（第4章）の二軸による対応で十分といえるか。現行法上、フィルタリングは「青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラム」と定義されているところ、この機能を求める枠組みで十分か。また、その前提として、どのような「リスク」を整備法の射程と捉えるべきか。
- 4 法第2条第4項における「青少年有害情報」について、諸外国の対応状況等も注視しながら、多様化してきたリスクに対応する形で、例えば、例示の範囲を拡大させる、同項各号の例示を定義とする等についてどう考えるか。
- 5 現行において義務が課されている携帯電話事業者と、それ以外のSNSや動画共有サービス、アプリストア、ゲーム、ライブ配信等のプラットフォーム事業者を含むステークホルダー間の役割分担のリバランスが必要であることについてどう考えるか。
- 6 法第21条ないし第23条の特定サーバー管理者の努力義務の履行をより促し、あるいはさらなる法的対応を行うことを含め、誰がどのようなリスクに対応してどのような対応を担うのか、諸外国の例、国内の法令による対応を踏まえつつ、実態の把握を行うとともに、これを踏まえた検討を進めることについてどう考えるか。
- 7 一定規模のSNS等のプラットフォーム事業者を含む特定サーバー管理者に対して、様々な年齢確認方法、例えば携帯電話事業者からの年齢情報の提供や、AIによる年齢判定等を求めることについて、実現可能性や諸外国の例を見極めつつ、その是非、法的根拠をどう考えるか。
- 8 法における規律の実効性を確保するための仕組みの必要性をどう考えるか。

（◎こども家庭庁、総務省、経済産業省）

検討事項

- 我が国においても、年齢によって一律SNSの利用を制限するなどの法令整備は必要か
- 諸外国の制度（オーストラリア等）の実効性についてどう考えるか（特に年齢認証についてその実現可能性、法的根拠のあり方についてどう考えるか）
- なお、本検討事項については別途こども（中高生）の意見を聴く機会をもうけるが、どのようなことをこども達に聞くべきか

(参考) オーストラリアのSNS規制について

SNSについては、こどもが、薬物乱用・自殺・自傷行為・暴力的コンテンツなど極めて有害なコンテンツをオンラインで閲覧できてしまう等により、**危険な食生活の促進、発達や健康、メンタルヘルスへの悪影響がある可能性**が指摘。

⇒こうした問題を踏まえ、オーストラリアでは**SNS事業者に対して、16歳未満がSNSのアカウントを保有できないようにする措置を義務付け**。

規制概要

- 2024年12月10日に「2024年オンライン安全法改正案」が成立。**2025年12月10日から適用開始。**
- **16歳未満の利用者がアカウントを持つことを防止するための合理的な措置を講じることをSNS事業者**に義務付け (第63D条)
- 年齢確認の目的で使用した後は、収集した個人情報破棄することをSNS事業者**に義務付け** (第63F条)
- **違反した場合は、最高4,950万豪ドル(約50億円)の罰金**
- 16歳未満の利用禁止に親権者同意などによる例外措置なし。**年齢確認方法はSNS事業者**に委ねられており、生年月日入力や顔認証等が使用されている。
- 規制対象は、TikTok、X、Instagram、YouTube、Facebook、Threads、Snapchat、Reddit、Kick、Twitchの10サービス。ゲームやメッセージアプリ、教育・健康系サービスなどは規制の対象外。

国内外の反応

■ 立法の経緯

- ・子どもがSNSで巻き込まれたり、いじめに遭ったりして社会問題化したことが立法の背景にある。豪州の取り組みに日本や欧米でも関心が高まっている。(12/11 朝日新聞 1面)
- ・豪州ではSNSによるいじめを苦にした子どもの自殺を機に、保護者が規制強化を求めた。子どもが有害性の高いコンテンツで心身の健康を損なったり、中毒性の高いコンテンツで広告収入獲得のための餌食になったりしているとの懸念も広がった。(12/11 日経新聞 2面)
- ・国家レベルで子どもの利用を禁じるのは世界で初めて。SNSが暴力や自殺を誘発しているとの批判があり、心身に悪影響を与えるコンテンツなどから子どもを守るのが狙い。ショート動画などの中毒性の高さも問題視され、規制の動きは各国に広がっている。(12/10 東京新聞 3面)
- ・規制の動きは欧州と東南アジアにも波及しており、世界的な潮流になるかが注目される。(12/11 産経新聞 1面)

■ 世論

- ・複数の世論調査では、今回の禁止措置が保護者の間で高く支持されていることが示されている。ネットいじめや児童搾取の減少につながることを、保護者は期待している。複数の専門家は、子どもたちが比較的簡単に規制をすり抜けてしまうのではないかと、年齢確認技術を欺いたり、より安全性の低いネット上のほかの場所を見つけたりする可能性があるとの懸念。規制に批判的な人の多くは、規制よりもむしろ、教育の強化や節度ある利用を促すべきだとしている。多くのプラットフォームでは最近、ペアレンタルコントロール(保護者が子どもの使う情報通信機器などを管理する機能)が強化されており、これが解決策になるとしている。(12/10 BBC)

(参考) オーストラリアのSNS規制について

■ 世論 (つづき)

・10代の多くは失望する。南部アデレードのエバ・ジョーンズさん(12)は「自分を表現する権利を奪われる。16歳まで使えないと、世界の同世代に後れを取る」と心配。…シドニー近郊に住むノア・ジョーンズさん(15)は原告の一人として、インターネットがあることが当たり前の環境で育った「デジタルネイティブ世代」を一律に排除する行為だとして最高裁に法律の差し止めを請求。(12/10 東京新聞 6面)

■ 年齢確認

- ・政府は一律の年齢確認制度を設けることを見送った。一部事業者は、利用状況等に基づき年齢を推定。施行日に先立ち、16歳未満とみられるアカウントを閉鎖し始めたが、年齢誤認も相次いでいる。(12/10 東京新聞 3面)
- ・豪公共放送ABCによると、写真共有アプリの「Lemon8」や「Yope」が最近、新規登録者数を急速に伸ばしている。InstagramやTikTok(ティックトック)などが利用禁止となる中、子供たちが回避先として登録しているとみられ、豪規制当局も動向を注視している。(12/10 読売新聞 9面)
- ・16歳未満かどうかを見分ける技術にも課題が残ったままだ。年齢確認の方法はSNS運営企業に委ねられるが、地元メディアは、一部の企業が採用する顔認証などの精度が不十分だと指摘し、16歳未満の子が認証をクリアする事例を相次いで報じている。(12/10 読売新聞 9面)











■ 事業者の対応等

- ・16歳未満のアカウント取得を阻止しなかった場合、事業者に課される制裁金は最大4950万豪ドル(約50億円)。巨大IT企業には「はした金」(専門家)だが、欧州やアジアで複数の国が同種の規制を検討しており「企業イメージを優先」(規制当局)して従ったとみられている。(12/10 東京新聞 6面)
- ・16歳未満の利用を制限する豪州の法律に対し、米テック各社は法の趣旨には賛同しているが、年齢確認の方法や、法律そのものの実効性には疑問を呈している。違反した際の責任が企業側のみに課される仕組みにも不満がくすぶっている。(12/11 朝日新聞 9面)
- ・「この法律はオンライン上の子どもの安全を高めることにはならない。むしろ低下させる」。禁止対象に指定されたユーチューブを運営する米グーグルは今月の声明で、法律を順守すると表明しつつも「拙速な規制だ」と批判した。(12/10 東京新聞 6面)
- ・米国の実業家イーロン・マスク氏がオーナーを務めるX(旧ツイッター)は10日、新法に従う方針を示した。(12/11 読売新聞 9面)
- ・規制対象となったSNS運営企業が、豪州政府を提訴する事態にも発展した。オンライン掲示板の米レディットは12日、豪州の最高裁に違憲審査を求める訴訟を起こした。(12/19 朝日新聞 9面)

■ 人権団体等機関の意見

- ・国連人道基金(ユニセフ)の豪州事務所は「子どもの表現の自由や、情報へのアクセス、公共生活への参加といった権利を侵す可能性がある」と懸念する。(12/11 日本経済新聞 2面)
- ・国際人権団体「アムネスティ・インターナショナル」は10日、「子供や若者をSNSから締め出すべきではない」とする声明を発表した。(12/11 読売新聞 9面)

(参考) 諸外国におけるSNS規制について

| | |
|---|--|
|  オーストラリア | <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン安全法において、SNS事業者に対して16歳未満がSNSのアカウントを保有できないようにする措置を義務付け。違反した事業者には厳しい罰則あり。（最大約50億円の過料）（2025.12.10施行） ・ 規制対象のSNSは現時点で10（Facebook, Instagram, Kick, Reddit, Snapchat, Threads, TikTok, Twitch, X, YouTube） |
|  米国 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2025年10月上旬時点で、50州のうち10州（テネシー、ミシシッピ、テキサス、フロリダ等）でこどものSNS利用を規制する州法が施行されており、新たに今後バーモント、ミネソタ、ネブラスカ、バージニアの4州でも州法の施行が予定されている。 ・ ただし、SNS事業者による差し止め訴訟が相次ぎ、少なくともこれまで7州で施行差し止め中。（報道ベース、詳細不明） |
|  EU | <ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州議会の本会議にて、未成年者のSNS利用に関する制限を求める決議（「オンラインにおける未成年者の保護に関する報告書」）を可決。（2025.11.26） ※決議書に法的拘束力は無し ・ 具体的には、13歳未満の未成年者は完全利用禁止、13～16歳までの未成年者のアクセス（アカウント作成・利用）について保護者の許可が必要としている。 |
|  フランス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2023年、15歳未満のこどもがSNSのアカウントを作成する際に保護者の同意を義務付ける法律が成立するも、EU規則違反で停止。（報道ベース） ・ 2026年1月に法案審議を開始し、9月から「15歳未満へのSNS提供禁止」と「高校での携帯電話使用禁止（既存の幼稚園～中学校の禁止措置を拡大）」を柱とする法律を施行予定。（報道ベース） |
|  ドイツ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 13～16歳のこどもがSNSを利用する際に保護者の同意が必要。（報道ベース） |
|  デンマーク | <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会冒頭演説にてメッテ・フレデリクセン首相が15歳未満のSNS利用を禁止する法案（13歳からは保護者の選択で利用を許可）の提出を表明。（2025.10.7）（報道ベース） |
|  ノルウェー | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2025年6月時点で、15歳未満のSNS利用を禁止する新法を検討中。（報道ベース） |
|  ニュージーランド | <ul style="list-style-type: none"> ・ クリストファー・ラクソン首相率いる与党・国民党が16歳未満のSNS利用を禁止する法案を議会に提出。（2025.5.6）法案ではSNS事業者に年齢確認を義務付け、違反した場合最高で200万NZドル（約1億7000万円）の過料。（報道ベース） |
|  マレーシア | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2026年以降16歳未満のSNS利用制限を導入する方針を示した。（2025.11.23）（報道ベース） |
|  インドネシア | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「電子システム提供者のこども保護に関するガバナンス規則」（通称PP Tunas）に基づき、13～16歳のSNS利用を制限。（2026.3.1施行予定）。プラットフォーム事業者によるこどものデータ収集も禁止され、違反の場合は警告・罰金・アクセス遮断が行われる。（報道ベース） |

【テーマ】 諸外国のSNS規制の動向を踏まえた子ども達の意見

～日本でも年齢でSNS規制をすべき？（仮）～

背景

★ オーストラリアでは、SNS事業者に対して、16歳未満がSNSのアカウントを保有できないようにする措置を義務付ける法律が成立し、2025年12月に施行。→一律規制

対象プラットフォームは、Facebook、Instagram、TikTok、YouTube、Threads、X等

★ アメリカ合衆国ユタ州では、SNS事業者に対して、未成年の利用に際した年齢確認・保護者の同意・利用時間の制限・データ収集の禁止・機能の制限を要求。事業者は、22:30 - 6:30の間アクセス禁止をしなければならない。→一部規制

なお、施行差し止め中（2026年1月現在）

SNS

★ アメリカ合衆国では、AIチャットボットを利用後に若者が自殺したとされる事件が相次ぎ社会問題化。（2025年報道）

AI

議論のポイント

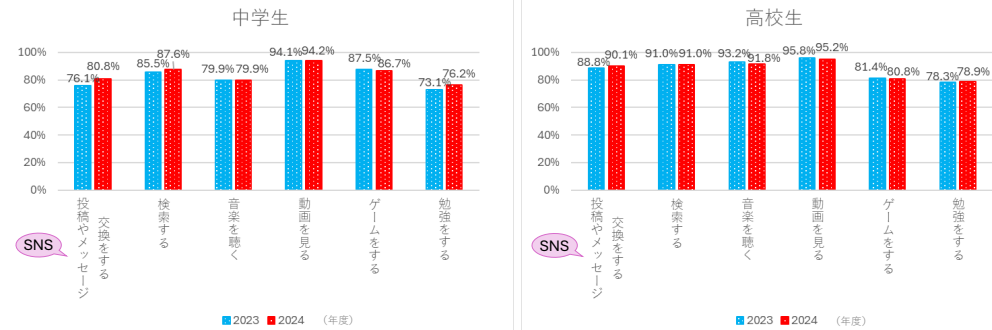
★ 表現の自由とのバランスや、実際の法制度や海外の事例を踏まえて、議論する

★ 自分事として考えられるようにする

★ こどもの安全確保とSNS利用のリスク軽減について、身近で起こったことや話題になったニュースを踏まえて考える

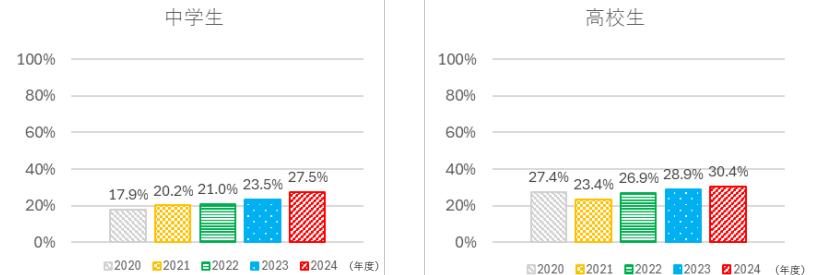
エビデンス

インターネット利用内容（上位6つ）



最新の調査結果は、2月中旬公表予定。
今年度から、AIや動画配信の利用状況を調査。

インターネットにのめりこんで勉強に集中できなかったり、睡眠不足になったことがある。



※こども家庭庁 青少年のインターネット利用環境実態調査

(案) こどもの意見聴取

議論① SNS規制について

導入 ① どのようなSNSを使っていますか？

統計調査(*)の結果では、インターネットを利用している人のうち、SNSを利用している中学生は、80.8%、高校生は、90.1%

② SNSを利用して良かったと思うとき、幸せを感じることに、便利だと思うのは、どんな時ですか？

③ SNSを利用して困っていることや嫌なこと、不便なことはありますか？

中学生 ④ SNSの年齢制限は、必要だと思いますか？

オーストラリアでは、2025年12月から16歳未満は、今まで利用していたSNSが利用できなくなりそうです。

⑤ SNS等の利用時間の制限についてどう思いますか？

統計調査(*)の結果では、インターネットにのめりこんで勉強に集中できなかったり、睡眠不足になったりしたことがあると回答した人が24.6%。また、愛知県豊明市では、スマートフォンの利用を1日2時間以内とする条例が制定されています。

高校生 ⑥ オーストラリアのようにSNSを年齢で一律に区切る一律規制とアメリカ合衆国ユタ州のようにSNSは使えるが利用時間を規制する一部規制それぞれについてどう考えますか？

⑦ 他国の規制と比較して日本の対応はどうあるべきだと思いますか？

⑧ 自由と安全どちらを優先すべきだと思いますか？

お寿司やさんの動画炎上や、今年1月には、高校でのいじめ動画の投稿への波紋がありました

⑨ 規制の抜け道についてどう考えますか？
(海外からのアクセスにみせかけて規制を突破する懸念や規制の実効性)

全体 ⑩ 家庭や学校ではどのような対応が必要だと思いますか？

WG課題と論点の整理では、国の具体的な取組として、子ども自身が自分で情報を選ぶことができるなどの力（リテラシー）を伸ばすことを基本的な対応としました。（やさしい版より）
(本体記載：青少年自身が、情報を適切に取捨選択する等の力（リテラシー）を底上げする)

議論② AI利用について

導入

① 生成AIを利用していますか？

統計調査(*)の結果では、生成AIを利用している中学生は、●%、高校生は●%

どのようなものを利用していますか？また、どんな場面で利用していますか？

② 生成AIを利用して困ったり、周囲が利用していて問題だと思ふようなことはありますか？

③ 生成AI利用のメリットとデメリットをどう感じますか？

学びを深める一方で、海外では、依存の問題があったり、国内では、生成AIを悪用したりする例もあります。

④ 10年後、AIは学校や仕事でどう使われていると思いますか？

⑤ AIとどう付き合うべきだと思いますか？

自分で考える力はどうなる？

AIの正確性を中高生の皆さんはどう捉えていますか？

AIは成功事例を模倣しやすいため、多様性がなくなるかもしれない、画一化の懸念があるとされています。

AIは、不正確な情報を表示することがある、誤りを含む可能性があることについて注意喚起をしています。

※こども家庭庁 青少年のインターネット利用環境実態調査

●は、2月末に公表予定

2. 次回の検討事項

①青少年有害情報について

②リテラシー向上について

<論点>

- 1 法の目的（第1条）や理念（第3条）について、現在の状況に鑑みてその妥当性をどう考えるか。また、こども基本法やこどもの権利条約、ウェルビーイング概念との関連付けをどう考えるか。
- 2 諸外国では法律等により一律に青少年の使用を規制する動きもみられている一方で、我が国で同様の法令整備を行うことについてどのように考えるか。
- 3 リスクの多様化に対して、整備法で定められる方策、すなわち、①**教育・啓発活動の推進（第3章）**、②**フィルタリングの推進（第4章）**の二軸による対応で十分といえるか。現行法上、フィルタリングは「青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラム」と定義されているところ、この機能を求める枠組みで十分か。また、その前提として、どのような「リスク」を整備法の射程と捉えるべきか。
- 4 **法第2条第4項における「青少年有害情報」について、諸外国の対応状況等も注視しながら、多様化してきたリスクに対応する形で、例えば、例示の範囲を拡大させる、同項各号の例示を定義とする等についてどう考えるか。**
- 5 現行において義務が課されている携帯電話事業者と、それ以外のSNSや動画共有サービス、アプリストア、ゲーム、ライブ配信等のプラットフォーム事業者を含むステークホルダー間の役割分担のリバランスが必要であることについてどう考えるか。
- 6 法第21条ないし第23条の特定サーバー管理者の努力義務の履行をより促し、あるいはさらなる法的対応を行うことを含め、誰がどのようなリスクに対応してどのような対応を担うのか、諸外国の例、国内の法令による対応を踏まえつつ、実態の把握を行うとともに、これを踏まえた検討を進めることについてどう考えるか。
- 7 一定規模のSNS等のプラットフォーム事業者を含む特定サーバー管理者に対して、様々な年齢確認方法、例えば携帯電話事業者からの年齢情報の提供や、AIによる年齢判定等を求めることについて、実現可能性や諸外国の例を見極めつつ、その是非、法的根拠をどう考えるか。
- 8 法における規律の実効性を確保するための仕組みの必要性をどう考えるか。

（◎こども家庭庁、総務省、経済産業省）

①青少年有害情報について

- 現行法における「青少年有害情報」の例示内容は十分か（仮に拡張すべきだとするならば、どのような内容であるべきか）
- 現行法における「青少年有害情報」は例示規定であるが、例示ではなく規定化すべきか
- 昨今の多様なリスクを鑑みると、「有害情報」だけではなく「有害な機能」等も議論すべきではないか（具体的には、例えばアルゴリズムに基づくレコメンデーション機能などについて、どう考えるべきか）
- 環境整備法において、「違法情報」はどのように扱うべきか ※他法令との整理

②リテラシー向上について

- 国等によるリテラシー向上のための取組と、昨今のリスクの多様化を踏まえて、今後のリテラシー向上のための措置はどうあるべきか
- 学校教育現場におけるこどもリテラシー向上のための取組はどうあるべきか
- 家庭教育におけるこどものリテラシー向上のための取組はどうあるべきか
- 広報・啓発活動はどうあるべきか

(参考) 青少年有害情報

- 「青少年有害情報」は青少年インターネット環境整備法において、例示として規定。
- その具体的な内容等については、ガイドライン等もなく、逐条解説においても、「関係事業者や保護者などの関係者に委ねられる。」とされている。

青少年有害情報の例示

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）抜粋（定義）

第二条 この法律において「青少年」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 （省略）

3 この法律において「**青少年有害情報**」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧（視聴を含む。以下同じ。）に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいう。

4 前項の青少年有害情報を**例示**すると、次のとおりである。




- 一 **犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報**
- 二 **人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報**
- 三 **殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報**

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 関係法令条文解説
（平成30年1月内閣府、総務省、経済産業省）抜粋

○「青少年有害情報」の例示（第2条第4項）

各号はあくまでも例示にとどまり、具体的にどのような情報が青少年有害情報に該当するかについての個別の判断やその基準策定は、関係事業者や保護者などの関係者に委ねられる。

(参考) オンライン上で「違法」「有害」とされる情報の比較

| | 日本  | オーストラリア  | イギリス  |
|------|---|--|---|
| 違法情報 | <p>情報流通プラットフォーム対処法ガイドラインにおいて、「その他送信防止措置を講ずる法令上の義務がある場合」について、以下例示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○わいせつ物関係 ○薬物関係 ○振込詐欺関係 ○犯罪実行者の募集関係 ○金融業関係 ○消費者取引における表示関係 ○銃刀法関係 ○違法オンラインギャンブル関係 ○その他 <p>※ただし、「自ら提供するプラットフォーム上で特定の法令違反情報が流通していることを認識しつつも放置していた場合であって、当該不作為が作為により当該情報の流通に関与した場合と同視し得るときは、当該プラットフォーム事業者等は、当該情報を削除する等、送信を防止する措置を講ずる刑事法上の義務（作為義務）を負い、その義務違反について刑事責任を追及され得る」とされている。</p> <p>【情報流通プラットフォーム対処法】</p> | <p>○次のような暴力犯罪を描写、説明、促進、扇動、または支持する内容を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の性的搾取 ・テロ行為 ・殺人・殺人未遂、強姦、拷問、誘拐、自殺 <p>(オンライン安全法)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○こどもの性的搾取と虐待 ○テロリズム ○その他主要な違法コンテンツ <ul style="list-style-type: none"> ・自殺の促進またはほう助 ・殺害予告 ・公序良俗違反、ハラスメント、ストーカー行為、暴力の恐怖または挑発 ・不法移民の支援 ・違法薬物の販売 ・武器の販売 ・人身売買 ・性的搾取 ・性的画像の拡散やその脅迫 ・犯罪収益 ・詐欺 ・金融サービス犯罪 ・外国からの干渉 ・動物犯罪 ・未決の犯罪 <p>(オンライン安全法)</p> |
| 有害情報 | <ul style="list-style-type: none"> ○犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報 ○人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報 ○殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報 <p>【青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○1995年分類法で、審査拒否として流通・販売等が禁止されているものを指す「Refused Classification (RC)」や、露骨な性的表現を含むことから成人指定とされる「X18+」に分類されるもの ○同委による性行為を描写したオンラインポルノ、薬物利用、自殺や犯罪等インパクトが強いテーマ等 <p>(オンライン安全法)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ポルノ ○自傷行為、摂食障害、自殺を奨励、推進、または支持するコンテンツ ○虐待または憎悪的なコンテンツ <ul style="list-style-type: none"> ・特に人種、宗教、性別、性的指向、障害、性別変更に関するもの ○いじめ ○深刻な暴力または障害を描写または推奨するコンテンツ ○動物（架空の生物を含む）に対する現実または現実的かつ重大な暴力や傷害を描写するもの ○危険なスタントやチャレンジを推奨するコンテンツ ○有害物質の摂取、吸引、または暴露を推奨するコンテンツ <p>(オンライン安全法)</p> |

ご議論いただきたい検討事項

- ・「青少年有害情報」について
- ・「リテラシー向上のあり方」について

ヒアリング実施予定

工程表進捗状況の御報告（こども家庭庁主務の論点について）